

長野県留置施設視察委員会運営規則をここに公布します。

平成19年 5月28日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第7号

長野県留置施設視察委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。次条において「法」という。)第22条第1項及び長野県留置施設視察委員会条例(平成19年長野県条例第27号)第5条の規定により、長野県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置施設に係る留置業務を管理する者(次項において「留置業務管理者」という。)は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 留置定員及び留置人員の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による措置の状況

- (7) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具並びに保護室の使用の状況
- (9) 被留置者による面会の一時停止等及び信書の発受の禁止等の事例

(10) 審査の申請、再審査の申請、事実の申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議の招集の要求)

第3条 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

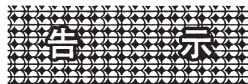
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

監 察 課



長野県告示第309号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年 5月28日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者		
短期入所生活介護		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム銀松苑	長野県大町市常盤6850-24	平成19年5月16日
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所なかよこよし	長野県長野市上松2丁目18番11号	平成19年5月16日
3 指定介護予防サービス事業者		
介護予防短期入所生活介護		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム銀松苑	長野県大町市常盤6850-24	平成19年5月16日

長寿福祉課

長野県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成19年5月28日

事業所の名称
特別養護老人ホーム銀松苑

事業所の所在地
大町市常盤6850-24

長野県知事 村井 仁
指定した年月日
平成19年5月16日

長寿福祉課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド塩尻店
塩尻市大字広丘野村1787-25ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
征矢野木材株式会社
東京都江東区木場2-9-3
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,048 平方メートル	2,999 平方メートル

- (2) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
201 台	141 台

- (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時00分	午後9時00分	午前10時00分	午後10時00分

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後9時30分	午前9時30分～午後10時15分

- (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	2
出口	2	2
合計	4	4

位置は届出書に添付された図面のとおりに